

2-1 海技士コース(三級・四級・五級)

①船舶職員養成施設に登録されているため、卒業者は国家試験のうちの筆記試験が免除されます。

三級航海：三級海技士(航海)第二種養成施設	三級機関：三級海技士(機関)第二種養成施設
四級航海：四級海技士(航海)第二種養成施設	四級機関：内燃機関四級海技士(機関)第二種養成施設
五級航海：五級海技士(航海)第二種養成施設	五級機関：内燃機関五級海技士(機関)第二種養成施設

②三級は、修業期間内に免許講習(上級航海英語講習又は上級機関英語講習)を受講します。

③三級(航海)は、修業期間内にBRM訓練を受講します。

④教育訓練給付金の対象講座に指定されています。

⑤船員職業補導所に指定されています。

⑥国家試験受験時、在学期間の1/2が乗船履歴として加算することができます。

入学資格

三級：海技士国家試験に係る身体検査基準を満たしている者で、四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)の免許を有し、卒業時において三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)に関する海技士国家試験の受験資格のある者

四級：海技士国家試験に係る身体検査基準を満たしている者で、卒業時において四級海技士(航海)若しくは四級海技士(機関)に関する海技士国家試験の受験資格のある者

五級：海技士国家試験に係る身体検査基準を満たしている者で、卒業時において五級海技士(航海)若しくは五級海技士(機関)に関する海技士国家試験の受験資格のある者

修業期間

三級：4か月(11月上旬～3月中旬)

四級：2.5か月(4月初旬～6月中旬)

五級：2.5か月(4月初旬～6月中旬)



2-2 資格取得講習

船舶の運航に必要な資格についても、登録講習機関・指定講習機関・認定講習機関として講習を行っております(一部講習について、8～10ページに説明あり)。

- ・海技者のフロン類取り扱い技術者講習
- ・STCW条約第6章基本訓練講習
- ・PEC(航海実歴回数軽減のための操船シミュレータ)講習
- ・船舶保安管理者(SSO)講習
- ・船舶保安統括者(CSO)講習
- ・限定救命艇手講習
- ・第二級海上特殊無線技士講習
- ・船舶局無線従事者証明認定講習(新規訓練)
- ・登録電子海図情報表示装置(ECDIS)講習
- ・IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練
- ・IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練
- ・低引火点燃料補給作業訓練
- ・極水域を運航する船舶向け基本訓練
- ・極水域を運航する船舶向け上級訓練